

資料編

1 SDGsで定める169のターゲット



目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
- 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や施策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。

- 2.5 2030年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
- 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
- 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下までに減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030年までにエイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



目標 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030 年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 2030 年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。

- 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
- 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。



目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。



目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

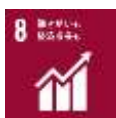
- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。

- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加をさせることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。



目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための施策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020年までに、若者雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



目標9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

- 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 世界規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7 計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



目標 11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030 年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる（注）

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

（注）国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
- 14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。



目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源へのアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、更に優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。

17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。

17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地位的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（平成 27 年 9 月 25 日第 40 回国連総会で採択・外務省仮訳）から一部抜粋

2 長期総合計画審議会

(1) 長期総合計画審議会条例

武蔵村山市長期総合計画審議会条例

〔平成21年3月31日〕
〔条例第15号〕

(設置)

第1条 武蔵村山市における総合的かつ計画的な行政運営の礎となる基本構想及び基本計画（以下「長期総合計画」という。）を策定するため、武蔵村山市長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画の策定に必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 2人
- (2) 行政委員会の委員 3人
- (3) 公共的団体等の代表者 3人
- (4) 市民 2人

2 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 省略

(2) 長期総合計画条例

武蔵村山市長期総合計画条例

〔令和2年12月22日〕
〔条例第27号〕

(目的)

第1条 この条例は、長期総合計画の位置付けを明らかにするとともに、長期総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な行政運営に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画により構成される本市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画をいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの最上位の方針を示すもので、基本理念及び将来都市像を示した構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための具体的な施策を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で体系化した施策を計画的に実施するための計画をいう。

(長期総合計画の位置付け)

第3条 長期総合計画は、本市の最上位の計画とし、各行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、長期総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画の策定又は変更にあたっては、次条に規定する武蔵村山市長期総合計画審議会（同条第1項を除き、以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(武蔵村山市長期総合計画審議会)

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、武蔵村山市長期総合計画審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定又は変更に関し必要な事項について調査及び審議をし、答申する。
- 3 審議会は、市長が委嘱する委員10人をもって組織する。
- 4 前3項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想の策定又は変更にあたっては、議会の議決を経なければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 省略

(3) 諮問・答申

ア 諮問書

武発第403号

武蔵村山市長期総合計画審議会

武蔵村山市長期総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想・基本計画）について諮問します。

令和元年6月6日

武蔵村山市長

藤野 勝 印

令和2年3月4日

武蔵村山市長 藤野 勝 様

武蔵村山市長期総合計画審議会
会 長 和 田 清 美

武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想）について（中間答申）

令和元年6月6日付武発第403号をもって諮問のあった武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想）について、当審議会において慎重に審議し、結果を取りまとめたので、下記のとおり中間答申します。

記

昨年は明治以降の憲政上初めて、天皇の譲位に伴う改元が行われ、令和の時代が始まりました。

さらに、今年は7月から9月にかけて東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるとともに、本市は11月3日に市制施行50周年の節目を迎えます。

新たな時代の到来を予感させる一方で、進行する少子高齢化と、それに伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化など、本市を取り巻く状況は一層厳しさを増してきています。

このような状況の中で、10年後の未来を見据えた魅力的なまちづくりを進めていくに当たっては、これまで以上に市民と行政が協力し、全市を挙げて様々な課題に対応していく必要があります。

当審議会では、平成31年3月に報告があった「武蔵村山市第五次長期総合計画基礎調査報告書」や「武蔵村山市民意識調査報告書」における市民からの意見も参考とし、本市が抱える課題や、それらの解決に向けた、本市にふさわしいまちづくりの方向性などが計画されているか、専門的な知見及び市民としての視点で慎重に審議を進めてきました。

その結果、市から提出された武蔵村山市第五次長期総合計画基本構想素案（以下「基本構想素案」という。）の内容については、おおむね妥当であるとの結論に達しました。

そして、当審議会では、これらのことを踏まえながら、基本構想素案に対して、審議会としての意見を取りまとめました。

市においては、当審議会の意見や今後実施されるパブリックコメントに寄せられた市民の意見などに十分配慮し、対応されるよう要望します。

1 基本構想素案に対する意見

市から提供を受けた基本構想素案についての当審議会の具体的な意見を記述します。
なお、記述のないその他の部分についてはおおむね妥当であると考えます。

(1) 多摩都市モノレールの市内延伸に関する検討

多摩都市モノレール延伸の導入空間ともなる、新青梅街道の拡幅整備事業については、東京都により全ての区間で事業認可が取得され、着実に進行しています。

また、令和2年度の東京都の予算案に、多摩都市モノレール延伸関連の予算が計上されたということもあり、延伸を願うという今までのスタンスから一步踏み込んだ、多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりについての記載が必要ではないかと考えます。

また、多摩都市モノレールのみならず、道路、自転車、歩行者のネットワークを総合的に検討する必要があると考えます。

地域経済の発展は、生活水準を上げて、みんなが幸せな生活を営むためには不可欠であり、それは物流、人の流れがあつてこそ初めて実現するものであると考えます。

(2) 将来都市像に関する検討

将来都市像については、次のとおり、本審議会の意見としては1つに絞っていません。

市民協働や都市整備、福祉、教育など、行政の果たす役割は多岐にわたります。本審議会からの将来都市像（案）を基に、市民が未来に希望を持てるような、本市が持つ独自性を表した将来都市像について検討する必要があると考えます。

【将来都市像（案）】

ア みんなでつくる 緑とにぎわいあふれる むさしむらやま
イ 伸ばし、つないで 支えあうやさしいまち むさしむらやま
ウ 人と人との「絆」をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま
エ みんなで学び 支えあう 絆のまち むさしむらやま
オ みどりのにぎわいあふれ みんなで学ぶ 誰もが活躍できる むさしむらやま

(3) SDGsに関する検討

国際的な目標であり、大きすぎる概念ではあるが、本市の取組の中に盛り込むべき要素があると考えます。

記載が妥当と思われる項目について、慎重に検討し、計画の中に全般的に取り入れる必要があると考えます。

2 その他の意見

基本構想については、本市の今後の10年のまちづくりの大きな方向性を定めるという性質上、個別の施策や事業については意見を反映できない部分があると考えます。

本中間答申の意見については、基本構想の策定のみならず、今後策定を進める基本計画に記載する各施策等への反映についても、十分配慮し、対応されるよう要望します。

令和2年11月6日

武蔵村山市長 藤野 勝 様

武蔵村山市長期総合計画審議会
会 長 和 田 清 美

武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

令和元年6月6日付武発第403号をもって諮問のあった武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想・基本計画）（以下「長期総合計画」という。）について、当審議会において慎重に審議し、結果を取りまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

当審議会は、武蔵村山市長からの諮問に基づき、長期総合計画について、慎重に審議を重ねてきました。

約2年間、計10回にわたり審議していく中で、市を取り巻く状況はめまぐるしく変化してきました。

本年1月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、不要不急の外出や商店等の営業の自粛要請に始まり、新しい日常や生活様式への転換が求められるなど、これまでに誰も経験したことのない、大きな変化をもたらしました。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は延期が決定し、市でも、市制施行50周年記念の事業をはじめ、様々なイベントの縮小や中止を余儀なくされています。

このような状況の中、市が次の10年を見据えて取り組む施策を定める、長期総合計画を策定することは、不安定な情勢に左右されず、安定して市政を運営するために必要不可欠なことであると考えます。

当審議会では、本年3月4日に行った基本構想に関する中間答申に続き、前期基本計画について、市が抱える課題の解決や、市民サービスの向上に資する取組が計画されているか、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めてきました。

その結果、市から提出された長期総合計画素案に対して、審議会としての意見を別紙のとおり取りまとめ、内容についてはおおむね妥当であるとの結論に達しました。

市においては、当審議会の意見や今後実施されるパブリックコメントに寄せられた市民の意見などに十分配慮し、対応した上で、長期総合計画を策定されるよう要望し、ここに答申いたします。

審議会からの意見

1 基本構想素案に対する当審議会の意見

(1) 中間答申の反映について

令和2年3月4日に行った中間答申の基本構想への反映について、再度確認し対応されるよう要望します。

(2) 本市を取り巻く社会潮流の変化とその対応について

中間答申以降、市を取り巻く状況は大きく変化していることから、内容もそれに沿ったものとなっているか十分に確認し、検討を行う必要があると考えます。

2 前期基本計画素案に対する当審議会の意見

(1) 全体を通して

それぞれの意見について、長期総合計画への記載ができなかった場合であっても、関連する各施策の個別計画への記載を検討する必要があると考えます。

また、第四次長期総合計画に位置付けていた施策を削除した際は、それに代わる新たな施策を位置付ける必要があると考えます。

なお、SDGsについては、基本構想だけでなく基本計画の中でも達成に向けた取組について記載するとともに、市民のSDGsについての理解を促進する必要があると考えます。

(2) 各章ごとの個別意見

章	意見概要
目次・序章	○SDGsの各ゴールの説明ページについて、ここでの記載だけではSDGsを理解することは困難である。QRコードを記載するなどして、SDGsの詳細な説明を記載したホームページ等へ誘導し、市民のSDGsへの理解を促進するよう取り組むべきである。
第1章 市民との協働による地域振興	○災害時の互助・共助などでも、地域コミュニティの重要性は増しており、地域コミュニティ活性化について重点的に取り組むべきである。 ○コミュニティ関係の専門家を派遣し、助言してもらうなど、新たな支援策を検討すべきである。 ○地域住民が活躍できる場を作る支援を行うべきである。 ○高齢者向け事業の充実などによって、多くの住民が交流できる場の拡大を検討すべきではないか。 ○公共施設の管理等についても、アダプト制度（市が整備した公共空間等を、市民が管理する制度）の導入などによって、市民参加を促進すべきではないか。 ○地域で活動する各団体が、交流できるイベントなどを実施し、活動に関する相談や、情報を共有できるような場づくりをすべきである。 ○地域みんなでまちづくり会議の見直しについて、これまでであった問題点を解消した開催方法を期待する。

章	意見概要
第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・認知症対策では、市民の意識啓発が大切であり、各種講座等をもっと利用しやすくするような仕組みを検討すべきである。 ○子どもの貧困対策はとても重要である。個別計画の推進にしっかり取り組んでほしい。 ○子ども食堂は現在の所在位置には偏りがある。利用状況と地域ごとのニーズを把握し、必要な人が利用しやすいように整備してほしい。 ○国立感染症研究所のBSL4施設については、移転について働きかけていることを明記すべきである。
第3章 安全で快適なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○防災施設について、位置等の表示だけでなく災害時に備えてどうすべきか、分かるように記載すべきである。 ○多摩都市モノレールの延伸に向けて、都の予算が計上されるなど前進が見られる。これに合わせて「総合交通計画」の策定の検討をすべきである。この中で市にふさわしいモノレールの駅舎や、周辺環境の整備などを定め、都に提案するくらいの姿勢を期待する。 ○国では、居心地の良く歩きたくなるまちの形成に取り組んでいる。市においても、道路の機能や役割を再考し、新しいストリートデザインのモデル地区を定めるなどして、推進してほしい。 ○ごみ回収有料化の推進に当たっては、戸別収集による費用増などをしっかり勘案し、費用や手間などの面で、不都合が生じないよう取り組んでほしい。
第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめや虐待の防止に向けての取組はもちろん重要であるが、その実態や傾向を分析し、予防だけでなく発生した際に早期に対応できるような取組が必要である。 ○新型コロナウイルス感染症に対する取組で、オンラインによる学習の重要性が増している。このオンライン学習を、長期入院している子どもや、自宅での環境が整っていない子どもなど、様々な状況の子どもたちについても、平等に学習機会が得られるような環境を整備すべきである。 ○スクールゾーンについて、現在は決して安全が守られているとは言えない状況である。保護者やシルバー人材センターだけでは限界があるため、警察に取締りの強化を働きかけるなど、安全確保に向けた取組を強化すべきである。 ○図書館に関する施策について、読書は人生のパートナーと位置付けることができる素晴らしいものであり、利用促進に向けて指標を設け、達成に向けて施策に取り組んでほしい。 ○本計画では章のタイトルである施策の柱に、「学び」という言葉を追加しているので、この「学び」を強調できるような構成とすべきである。 ○歴史民俗資料館分館について、本市には陸軍少年飛行兵学校などが所在していたこともあり、利用者増に向けた取組を推進する必要がある。 ○食を通じた健康づくりは重要である。食育の推進について、防災食育センターの整備を含め、深く取り組んでほしい。

章	意見概要
<p>第5章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特定生産緑地制度について、農家への周知や、農地の貸借など、関係する取組について、確実に推進してほしい。 ○多摩開墾の環境整備について検討していただきたい。 ○農地の保全に関しては、高齢となった農家の方が、農地を貸すことができるよう、市民農園に関する施策を充実することが有効であると考えます。 ○市民農園等の農地の貸し出しについては、貸出障害者の就労支援に活用できれば需要増が見込めると思う。そういった団体での借用も可能となるよう検討が必要ではないか。 ○市の特産物であるみかんは、生産量の落ち込みが見られる。援農ボランティアの充実や、消費増に向けたPRを実施して、絶やさないように支援する必要がある。 ○残堀川については、昔より水質が良くなっており、子どもたちの遊び場となっている。水量確保について、しっかり取り組んでほしい。 ○狭山丘陵はまちづくり条例で景観重点地区に指定されているが、あくまでガイドラインであり、所有者による改変等で緑化率などが守られていないという実態がある。これを防ぐ方法を検討すべきではないか。 ○観光施策を推進するには、市内の移動手段の確保が重要となる。レンタサイクルの導入など、市内の回遊性向上に向けた取組を期待したい。 ○公園で、高齢者がゲートボールをしているのに、子どもたちがボールを使って遊ぶのは禁止されているという現状に疑問を感じる。市の未来を担う子どもたちがもっと伸び伸びと遊べるような環境を整備してほしい。
<p>第6章 計画の推進に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○新庁舎の移転や公共施設の再編、モノレール延伸に向けたまちづくりなどの、全庁で取り組むべき大きな事業においても、市民とともに協働で推進し、開かれた行政運営を期待する。 ○限られた経営資源で、効率的で持続可能な市政運営のために、簡素で効率的な組織体制の構築が重要と考えるが、まちづくりなど広範にわたる施策については、プロジェクトチーム等の横断的な組織を作って対応するべきである。 ○職員の資質の向上について、先進的な自治体や民間企業など、外に出て学ぶことができるような環境作りが必要である。 ○公共施設の統合・再編に当たっては、適正な配置や大きさを十分に検討し、一部の地域に不便が生じないよう留意する必要がある。 ○職員の人数について、正規職員とそうでない職員の責任意識に違いがあると感じる。正規職員の増加について検討し、資質の向上を図る必要があるのではないか。 ○民間活用について、学校給食を民間に委託して質が低下することがないように、契約の内容や、職員の関わり方など、慎重に検討する必要がある。
<p>第7章 国土強靱化地域計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における地域コミュニティが担う役割は重要性を増してきており、自治会等の既存のコミュニティの振興を図ることはもちろん重要ではあるが、防災・減災に向けた新たな地域コミュニティの在り方を検討する必要があると考える。

(4) 会議の開催経過等

ア 開催経過

開催年月日	回	議 題
令和元年 6月 6日	第1回	1 会長及び副会長の選任 2 会議の公開等について 3 人口フレームについて 4 その他
7月24日	第2回	1 基本構想の策定について 2 計画策定に当たっての市の現状等について 3 その他
11月25日	第3回	1 基本構想について 2 その他
令和2年 2月21日	第4回	1 将来都市像について 2 中間答申（案）について 3 その他
4月16日	第5回	1 基本計画について 2 その他
6月26日	第6回	1 基本計画について 2 その他
7月31日	第7回	1 基本計画について 2 その他
8月17日	第8回	1 基本計画について 2 第五次長期総合計画前期基本計画（素案）について 3 その他
9月25日	第9回	1 国土強靱化地域計画について 2 第五次長期総合計画前期基本計画（素案）について 3 武蔵村山市長期総合計画審議会答申（案）について 4 その他
10月19日	第10回	1 第五次長期総合計画基本構想（素案）について 2 第五次長期総合計画前期基本計画（素案）について 3 武蔵村山市長期総合計画審議会答申（案）について 4 その他

イ 答申

年 月 日	件 名	内 容
令和2年 3月 4日	中間答申	武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想）について（中間答申）
11月 6日	答 申	武蔵村山市第五次長期総合計画（基本構想・基本計画）について（答申）

(5) 長期総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	選 出 区 分	備 考
会 長	和 田 清 美	識見を有する者	
副会長	阿 部 慶 一		
委 員	阿 部 和 功	行政委員会の委員	
委 員	杉 原 栄 子		
委 員	石 川 裕 一 田 代 敏 夫		令和2年7月20日～ ～令和2年7月19日
委 員	佐 藤 貢	公共的団体等の代表者	
委 員	高 橋 薫		
委 員	平 野 靖 子		
委 員	石 塚 典 久	市 民	
委 員	高 橋 玲 子		

3 第五次長期総合計画策定委員会

(1) 第五次長期総合計画策定委員会設置要綱

武蔵村山市第五次長期総合計画策定委員会設置要綱

〔平成31年4月24日〕
訓令（乙）第39号

（設置）

第1条 武蔵村山市第五次長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市第五次長期総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、長期総合計画の原案を作成する。

（組織）

第3条 委員会は、次項各号に掲げる委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和47年武蔵村山市規則第28号）第3条第1号に規定する部長
- (4) 第6条第2項各号に掲げる部会の部会長
（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は前条第2項第1号に掲げる委員を、副委員長は同項第2号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第6条 委員会に、長期総合計画の策定に当たり専門的事項を調査研究させるため、部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める人数の部会員で組織する。
 - (1) 健康福祉部会 10人
 - (2) 教育文化部会 8人
 - (3) 都市環境部会 9人
 - (4) 国土強靱化部会 8人
 - (5) 計画推進部会 10人
- 3 部会員は、市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する者をもって充てる。
- 4 計画推進部会は、部会間の調整、策定事務の進行管理等の事務をつかさどる。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会に属する部会員の互選により選任する。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の会議に準用する。

(報告)

第9条 部会長は、当該部会における調査研究が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び部会は、必要に応じ関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることができる。

2 委員は、必要に応じ部会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会及び部会の庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(2) 第五次長期総合計画策定委員会開催経過等

ア 策定委員会

(ア) 開催経過

開催年月日	回	議 題
平成31年 4月25日	第1回	1 第五次長期総合計画における人口フレームについて 2 その他
令和2年 3月18日	第2回	1 基本構想（素案）について 2 将来都市像について 3 前期基本計画の施策の体系について 4 その他
8月11日	第3回	1 国土強靱化地域計画について 2 基本構想の取扱いについて 3 その他
11月30日	第4回	1 基本構想（素案）について 2 前期基本計画（素案）について 3 パブリックコメントの実施について 4 その他
令和3年 1月25日	第5回	1 第五次長期総合計画（原案）について 2 その他

(イ) 報告

年 月 日	内 容
令和2年 3月19日	武蔵村山市第五次長期総合計画基本構想（素案）について（報告）
12月 8日	武蔵村山市第五次長期総合計画（素案）について（報告）
令和3年 1月26日	武蔵村山市第五次長期総合計画（原案）について（報告）

イ 部会

(ア) 開催経過

【健康福祉部会】

開催年月日	回	議 題
令和元年 10月30日	第1回	1 健康福祉部会長及び副部会長の互選について 2 基本構想について 3 その他
令和2年 6月15日	第2回	1 前期基本計画について 2 その他
11月16日	第3回	1 基本構想（素案）について 2 前期基本計画（素案）について 3 その他
令和3年 1月18日	第4回	1 策定委員会への報告について 2 その他

【教育文化部会】

開催年月日	回	議 題
令和元年 6月20日	第1回	1 部会長及び副部会長の互選について 2 その他
11月 5日	第2回	1 基本構想について 2 その他
令和2年 7月14日	第3回	1 副部会長の互選について 2 前期基本計画について 3 その他
11月16日	第4回	1 基本構想（素案）について 2 前期基本計画（素案）について 3 その他
令和3年 1月18日	第5回	1 策定委員会への報告について 2 その他

【都市環境部会】

開催年月日	回	議 題
令和元年 6月20日	第1回	1 部会長及び副部会長の互選について 2 その他
10月31日	第2回	1 基本構想について 2 その他
令和2年 6月15日	第3回	1 部会長及び副部会長の互選について 2 前期基本計画について 3 その他
7月16日	第4回	1 前期基本計画について 2 その他
11月16日	第5回	1 基本構想（素案）について 2 前期基本計画（素案）について 3 その他
令和3年 1月18日	第6回	1 策定委員会への報告について 2 その他

【国土強靱化部会】

開催年月日	回	議 題
令和2年 9月15日	第1回	1 部会長及び副部会長の互選について 2 前期基本計画について 3 その他
11月16日	第2回	1 基本構想（素案）について 2 前期基本計画（素案）について 3 その他
令和3年 1月18日	第3回	1 策定委員会への報告について 2 その他

【計画推進部会】

開催年月日	回	議 題
令和元年 6月20日	第1回	1 部会長及び副部会長の互選について 2 その他
11月6日	第2回	1 部会長の互選について 2 基本構想について 3 その他
令和2年 4月6日	第3回	1 副部会長の互選について 2 前期基本計画について 3 その他
11月16日	第4回	1 基本構想（素案）について 2 前期基本計画（素案）について 3 その他
令和3年 1月18日	第5回	1 策定委員会への報告について 2 その他

(イ) 報告

年 月 日	内 容
令和3年 1月21日	武蔵村山市第五次長期総合計画（案）について（報告）

(3) 第五次長期総合計画策定委員会委員・部会員名簿

ア 策定委員会

区分	氏名	職名	備考
委員長	山崎泰大	副市長	
副委員長	池谷光二	教育長	
委員	神山幸男	企画財政部長	令和2年4月1日～
	高尾典之	企画財務部長	～令和2年3月31日
委員	荒井一浩	財政担当部長	～令和2年3月31日
委員	石川浩喜	総務部長	令和2年4月1日～
	比留間毅浩		～令和2年3月31日
委員	室賀和之	市民部長	令和2年4月1日～
	鈴田毅士		～令和2年3月31日
委員	藤本昭彦	協働推進部長	令和2年4月1日～
	山田義高		～令和2年3月31日
委員	古川純	環境担当部長	令和2年4月1日～
	藤本昭彦		～令和2年3月31日
委員	鈴木義雄	健康福祉部長	令和2年4月1日～
	佐野和実		～令和2年3月31日
委員	島田拓	高齢・障害担当部長	令和2年4月1日～
	登坂正美		～令和2年3月31日
委員	乙幡康司	子ども家庭部長	令和2年4月1日～
	神山幸男	子ども家庭担当部長	～令和2年3月31日
	鈴木浩		～令和元年10月31日
委員	竹市基治	都市整備部長	令和2年4月1日～
	桂健太郎		～令和2年3月31日
委員	諸星裕	建設管理担当部長	令和2年4月1日～
	神子武己		～令和2年3月31日
委員	小林真	議会事務局長	令和2年4月1日～
	石川浩喜		～令和2年3月31日
委員	神子武己	教育部長	令和2年4月1日～
	田代篤		～令和2年3月31日
委員	高橋良友	学校教育担当部長	
委員	勝山朗	指導担当参事	～令和2年3月31日
委員	高尾典之	会計管理者	令和2年4月1日～
	池谷敏久		～令和2年3月31日
委員 (部会長)	小延明子	福祉総務課長	令和2年4月1日～
		地域福祉課長	～令和2年3月31日
	神山幸男	地域福祉課長	～令和元年10月31日

区 分	氏 名	職 名	備 考
委 員 (部会長)	井 上 幸 三	教育総務課長	
委 員 (部会長)	大 坪 克 己	交通企画・モノレール推進課長	令和2年4月1日～
	並 木 篤 志	都市計画課長	～令和2年3月31日
委 員 (部会長)	雨 宮 則 和	総務契約課長	令和元年11月1日～
	小 延 明 子	秘書広報課長	～令和元年10月31日
委 員 (部会長)	石 川 篤	防災安全課長	令和2年9月10日～

イ 部会

【健康福祉部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	小 延 明 子	福祉総務課長	令和2年4月1日～
		地域福祉課長	～令和2年3月31日
	神 山 幸 男	地域福祉課長	～令和元年10月31日
副部会長	松 下 君 江	保険年金課長	
部会員	榎 本 雅 夫	市民課係長	
部会員	稲 葉 義 徳	高齢福祉課係長	
部会員	栗 原 克 明	障害福祉課係長	
部会員	里 見 和 行	子ども青少年課係長	令和2年4月1日～
		子育て支援課係長	～令和2年3月31日
部会員	深 須 麻 美 子	子ども子育て支援課係長	令和2年4月1日～
	荻 野 隆 行	子ども育成課係長	～令和2年3月31日
部会員	澤 木 守	生活福祉課係長	
部会員	木 村 修 一	健康推進課係長	
部会員	比 留 間 一 晴	子ども青少年課係長	令和2年4月1日～
	齋 藤 恵 子	健康推進課係長	～令和2年3月31日

【教育文化部会】

区分	氏名	職名	備考
部会長	井上幸三	教育総務課長	
副部会長	高橋一磨	文化振興課長	令和2年4月1日～
	中村顕治		～令和2年3月31日
部会員	金谷典明	施設課係長	令和2年4月1日～
	櫻井謙次		～令和2年3月31日
部会員	山崎真由美	教育指導課係長	令和2年4月1日～
	石川篤		～令和2年3月31日
部会員	比留間道	学校給食課係長	
部会員	内野正利	文化振興課係長	令和2年4月1日～
	内野昭		～令和2年3月31日
部会員	鳥海純子	スポーツ振興課係長	令和2年4月1日～
	西原陽		～令和2年3月31日
部会員	国分一也	図書館係長	

【都市環境部会】

区分	氏名	職名	備考
部会長	大坪克己	交通企画・モノレール推進課長	令和2年4月1日～
	並木篤志	都市計画課長	～令和2年3月31日
副部会長	田村崇寛	道路下水道課長	令和2年4月1日～
	川口涉	環境課長	～令和2年3月31日
部会員	中川裕太	防災安全課係長	
部会員	平野兼一	産業観光課係長	令和2年4月1日～
		観光課係長	～令和2年3月31日
部会員	本木豊	産業観光課係長	令和2年4月1日～
		産業振興課係長	～令和2年3月31日
部会員	横堀哲也	環境課係長	令和2年4月1日～
	篠田光宏	道路下水道課係長	～令和2年3月31日
部会員	天野竜一	ごみ対策課係長	
部会員	藤野裕希	区画整理課係長	
部会員	小濱旬一郎	都市計画課係長	令和2年4月1日～
	尾高興紀	交通企画・モノレール推進課係長	～令和2年3月31日

【国土強靱化部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	石 川 篤	防災安全課長	
副部会長	篠 田 光 宏	都市計画課長	
部会員	井 上 展 史	防災安全課係長	
部会員	中 野 育 三	福祉総務課係長	
部会員	須 永 貴 之	都市計画課係長	
部会員	森 諒	道路下水道課係長	
部会員	根 本 慶 太		
部会員	金 谷 典 明	施設課係長	

【計画推進部会】

区 分	氏 名	職 名	備 考
部会長	雨 宮 則 和	総務契約課長	令和元年11月1日～
	小 延 明 子	秘書広報課長	～令和元年10月31日
副部会長	外 園 元 紀	秘書広報課長	令和2年4月1日～
	増 田 宗 之	協働推進課長	～令和2年3月31日
	雨 宮 則 和	総務契約課長	～令和元年10月31日
部会員	加 藤 幸 代	企画政策課係長	
部会員	並 木 武 司	財政課係長	
部会員	山 本 伸	文書法制課係長	令和2年4月1日～
		文書情報課係長	～令和2年3月31日
部会員	小 野 暢 路	職員課係長	
部会員	飯 島 郷 太	課税課係長	
部会員	清 野 稔 光	収納課係長	令和2年4月1日～
	持 田 文 吾		～令和2年3月31日
部会員	廣 末 聡	協働推進課係長	
部会員	杉 山 亮 太	行政経営課係長	令和2年4月1日～
	井上ひとえ	会計課係長	～令和2年3月31日

4 その他の市民参加

(1) 市民意識調査

【実施期間】

平成30年8月15日から8月29日まで

【対象者】

満18歳以上の市民（平成30年5月1日現在）

【調査方法】

偏りが出ないように性別、地区、年代で区分し、人口割合で案分して抽出した2,000人に、郵送配布、郵送回収

【概要】

- ・設問数 74問
- ・有効回答数 450件
- ・有効回答率 22.5%

(2) 市民ワークショップ

開催年月日	時間	場所	参加人数
平成31年 2月19日	午後6時30分から 午後9時まで	残堀・伊奈平地区会館	13人
2月21日	午後6時30分から 午後9時まで	大南地区会館	17人
2月23日	午前9時30分から 正午まで	中部地区会館	8人

(3) パブリックコメント

- ・第1回 武蔵村山市第五次長期総合計画 基本構想（素案）について

【実施期間】

令和2年3月20日から令和2年4月19日まで

【意見の件数】

5件

- ・第2回 武蔵村山市第五次長期総合計画（素案）について

【実施期間】

令和2年12月15日から令和3年1月14日まで

【意見の件数】

5件

武蔵村山市第五次長期総合計画

(令和3年度～令和12年度)

発行年月／令和3年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市 企画財政部 企画政策課

〒208 - 8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111 (代表)



武蔵村山市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

